

南房総市談合情報対応マニュアル

平成18年6月1日制定

平成28年3月24日最終改正

I 一般原則

1 情報の確認

市が入札に付そうとする工事又は製造の請負、工事材料の買入れ、調査・測量・設計・建設コンサルタント業務等の委託、物件の買入れその他について入札談合に関する情報（以下「情報」という。）があった場合には、当該情報の提供者の氏名、連絡先等を確認の上、直ちに南房総市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）へ談合情報報告書（別記第1号様式）により通報する。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。

なお、新聞等の報道により、情報を把握した場合にも事務局へ通報するものとする。

2 報告

事務局は、I-1により、情報の通報を受けた場合には、談合情報報告書により、直ちに、委員会の長（以下「委員長」という。）に報告を行う。

なお、事務局において、新聞等の報道により、情報を把握した場合も報道に基づき報告書をまとめ、報告を行う。

3 委員会の招集及び審議

委員長は、I-2により事務局からの報告を受けた場合、委員会を招集し、当該情報の信憑性及びII以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 公正取引委員会への通報等

公正取引委員会への通報は、次の場合に行う。

(1) 入札執行前に情報を把握し、II-1-(1)により「調査に値する」と判断した場合

(2) 入札執行後に情報を把握したときは、委員会の審議の結果、「調査に値する」と判断された場合

5 報道機関等との対応

情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合には、事務局が対応する。

また、情報について、公正取引委員会へ通報している場合は、その旨を明らかにする。

II 具体的な対応

情報があつた場合には、原則として、次に従い対応する。

なお、詳細な手順等は、IIIに従い行う。

1 入札執行前に情報を把握した場合

(1) 情報が次の場合には、「調査に値する」ものとし事情聴取等必要な調査を行う。

① 情報提供者の氏名・連絡先及び対象工事名・落札予定業者が明らかである場合

② 情報提供者が匿名であっても直接発注機関に通報する者の氏名・連絡先及び対象工事名・落札予定業者（JVの場合は、代表者名でも可）が明らかであり、更に下記

に示す情報が含まれている場合

- ア 談合に参与した業者名及び業者数が明らかであること。
- イ 談合が行われた日・場所及び具体的な談合の方法が明らかであること。
- ウ 設計金額に極めて近い落札予定金額を示していること。
- エ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報があること。

なお、事情聴取を行わない場合であっても入札に際しては、すべての入札参加者から誓約書を提出させ、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の警告をした後入札を行い、同時に工事費等内訳書の提出を求め積算担当者又は専門家等（以下「積算担当者等」という。）によるチェックを行う。

調査に値するものとした場合には、談合情報があった旨及び②に掲げる事項を直ちに公正取引委員会に通報するものとする。

(2) 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を速やかに行う。

事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日に行うか、又は入札開始時刻の繰下げ等により入札を延期した上で行う。

聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付する。

(3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、南房総市建設工事等入札規則（平成18年南房総市規則第141号。以下「規則」という。）第4条を適用し入札の執行を取り止めるものとする。

また、その旨を公正取引委員会に通報する。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

- ① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加資格者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が認められた場合には入札を無効とする旨警告をした後に入札を行う。
また、誓約書の写しを公正取引委員会に送付する。
- ② この場合は、すべての入札参加者に対し、第1回の入札に際し、工事費等の内訳書を提示させる。
- ③ 入札には、積算担当者（当該工事等の積算内容を把握している職員）が立ち会い、工事費等の内訳書をチェックする。
- ④ 工事費等の内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、Ⅱ－1－(3)により対応する。
- ⑤ 入札終了後に、開札調書の写しを公正取引委員会に送付する。

(5) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象としてⅡ－1－(2)以下に従い対応する。

2 入札執行後に情報を把握した場合

入札執行後に情報があつた場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意し、以下の手続によることが適切か否かを委員会で判断する。

(1) 契約（仮契約を含む。）締結以前の場合

① 委員会への報告

情報があつた場合には、契約を保留し、委員会に報告しその取扱いを審議する。
委員会の審議の結果、「調査に値しない」と判断された場合は、落札者と契約する。

② 公正取引委員会への報告

委員会の審議の結果「調査に値する」と判断された場合は、その旨を通報し、併せて開札調書の写しを送付する。

③ 事情聴取

委員会の審議の結果、事情聴取が必要と認められた場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行う。

聴取結果については、事情聴取書を作成し、委員会に報告するとともに当該書面の写しを公正取引委員会へ送付する。

④ 談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合の対応事情聴取の結果、明らかに談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合には、規則第5条を適用し入札を無効とする。

また、その旨を公正取引委員会へ送付する。

⑤ 談合の事実があつたと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があつたと認められない場合には、落札者から誓約書を提出させた上、契約を締結する。

また、誓約書の写し及び開札調書の写しを公正取引委員会に送付する。

(2) 契約（仮契約を含む。）締結後の場合

① 委員会への報告

情報があつた場合には、委員会に報告してその取扱いを審議する。

② 事情聴取

対応委員会の審議の結果、「調査に値する」と判断された場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行う。

また、聴取結果については、事情聴取書を作成し、委員会に報告するとともに当該書面の写しを公正取引委員会へ送付する。

なお、事情聴取の結果、談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否か判断する。

また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会に通報する。

III 個別手続の手順等

IIに定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行う。

1 報告書

情報を入手した者又は事務局は、入札談合に係る通報を受けた場合には、情報の内容を談合情報報告書（別記第1号様式）の報告書にまとめる。

2 公正取引委員会への通報等

- (1) 公正取引委員会への通報等は、事務局で行う。
- (2) 公正取引委員会への通報等の様式は（別記第2号様式）とする。
- (3) 公正取引委員会へは、最初の通報を行った後、その結果の報告を通報するとともに手続の各段階での事情聴取書、誓約書、開札調書の写し等必要書類を添え、まとめて送付することができる。
- (4) 公正取引委員会への通報の窓口は、公正取引委員会審査局情報管理室（〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟、03-3581-5471、〈<http://www.jftc.go.jp>〉）である。

3 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、委員長が指名した複数の職員により行う。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象全員を集合させて、1社ずつ個室に呼び出し必要事項について聞取りを行う。
- (3) 聴取結果については、別記第3号様式により情報聴取書を作成する。

4 誓約書の提出等

- (1) 誓約書（別記第4号様式）については、公正取引委員会へ送付する旨を対象者に通知した上で、事情聴取の対象者から提出させる。
- (2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする」旨の警告は、「別紙1」により、警告事項を読み上げる。

5 工事費等の内訳書のチェック

工事費等の内訳書提示に当たっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い、第1回の入札において、全入札者が入札書を入札箱に投入した後（開札前）に積算担当者等が工事費等の内訳書の提示を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックする。

6 報道機関との対応

報道機関との対応については、事務局を所管する部課等の長が行う。

IV 南房総市公正入札調査委員会

1 趣旨

建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、談合情報に対して的確な対応を行うため、南房総市公正入札調査委員会を設置する。

2 調査審議事項

委員会においては、建設工事等について談合情報があった場合は、次に掲げる事項を調査、審議するものとする。

- ア 談合情報の信憑性に関すること。
- イ 事情聴取その他必要な調査の実施に関すること。
- ウ 調査結果の分析及びこれに基づく対応の指示に関すること。
- エ その他談合情報の処理に関すること。

3 委員会の構成及び運営

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって構成するものとする。ただし、必要に応じて委員長代理を置くことができる。
- (2) 委員が不在の場合は、代理の出席を認めることができる。

(3) 委員長は、談合情報があった場合は、会議を開くものとする。ただし、止むを得ない事情により会議を開催することができない場合は、委員長は、書類の持ち回りによる審議とすることができる。

(4) 当分の間、南房総市建設工事等入札参加資格審査会が委員会を兼務する。

4 事務局

委員会の庶務を整理するため、管財契約課に事務局を置く。

V 公表に関すること

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第10条及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）第2、3(1)の規定により、このマニュアルを公表するものとする。

1 公表の方法

公表の方法は、この訓令を管財契約課において、閲覧の方法によりこれを公表する。インターネットによる掲示の方法によりこれを公表することもできるものとする。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。